

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

資産の流動化に関する法律施行規則関係

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	施行規則別紙様式第13号	<p>SPC法206条は「種類」と「発行時期」を明確に区別している。そのため、発行時期を異にするのみの優先出資は、SPC法上、同一種類の優先出資と考えられる。しかしながら、別紙様式第13号の総括表には「発行時期」の記載の欄がある。そうだとすると、SPC法206条の解釈とは異なることになるが、改正案における「内容の異なる数種類」の「種類」には「発行時期」も含まれ、発行時期の異なる優先出資は、総括表の記載に当たっては、それぞれ別の「種類」の優先出資として記載する必要があるという理解でよい。</p>	<p>現行の資産の流動化に関する法律施行規則別紙様式第13号は、優先出資を複数回に分けて発行した場合、発行ごとに区分して記載を求めています。これは、SPC法206条における「種類」と「発行時期」の区別と矛盾しているものではありません。</p> <p>今回の改正は、同じ発行時期に内容の異なる数種類の優先出資を発行した場合についても、事業報告書に、発行ごとに、発行した種類の優先出資ごとに区分して記載を求めるものです。</p> <p>なお、改正案は、別紙様式第13号の総括表の記載に当たって、発行時期の異なる優先出資を、それぞれ別の「種類」の優先出資として記載することを求めるという趣旨ではありません。</p>